

◎新潟県告示第510号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年6月17日新潟県告示第901号により指定した要措置区域の全部について指定を解除する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域
新発田市稲荷岡字真野原2081番2の一部及び2081番4の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 3 講じられた実施措置
地下水の水質の測定